

池田町社会教育団体に対するスクールバス・公用車臨時運行の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、社会教育団体（以下団体とする。）が実施する事業又は活動に対し「スクールバス・公用車臨時運行」（以下臨時運行とする。）の申請があった場合の使用基準及び手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(団体の範囲)

第2条 この要領における社会教育団体とは、次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 池田町芸術文化事業協会、池田町文化協会、池田町女性団体協議会、池田町地域子ども育成連絡協議会、池田町コミュニティースクール
- (2) 池田町PTA連合会
- (3) 池田町体育協会、池田町スポーツ少年団本部
- (4) 上記団体の加盟団体

(使用基準)

第3条 スクールバス・公用車臨時運行の使用基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用目的
 - ア 団体の事業又は、活動目的に係わる研修（練習を含む。）、試合、大会への参加
 - イ その他特に必要と認められる場合
- (2) 使用範囲
 - ア 移動の範囲は、十勝管内を基準とする。ただし、前年度から引続き実施されている管外への移動事業については、車両運転手の旅費が措置されている場合に限り認めるものとする。
 - イ 移動対象が、10人以上の場合を基準とする。
 - ウ 一つの団体で、同一年度に2回以内を基準とする。なお、大会において勝ち進んで日程が増える場合は、1回とみなす。ただし、事業の性質上やむを得ない場合はこの限りでない。
 - エ 池田町職員の勤務時間内での移動を基準とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合はこの限りでない。
- (3) 使用制限
 - ア 車両及び運転手の確保が困難な場合は、使用できないものとする。
 - イ 団体の親睦目的、後援会などの交流事業には適用しないものとする。
 - ウ 町内の移動には適用しないものとする。

(臨時運行申請)

第4条 臨時運行を希望する団体は、「スクールバス・公用車臨時運行依頼書」（別紙1）を運行希望日の2週間前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、申請書のほかに必要な書類の提出を求めることができる。

附 則

この要領は、平成22年 6月24日から施行する。